「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づく勧誘方針

自動車共済の販売･勧誘（普及･推進）にあたって

当組合は、「相互信頼」「相互扶助」の基本理念に基づいて、組合員の財産の保全およびその経済的地位の向上を図ることに努めてまいります。

1．　当組合は、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律、消費者契約法、その他関係法令を遵守し、自動車共済の適正な販売･勧誘（普及･推進）に努めます。

2．　当組合は、ご加入いただく皆様に自動車共済・自賠責共済についての重要事項を正しくご理解いただけるよう努めます。

3．　当組合は、ご加入いただく皆様に共済に関する知識、共済加入の目的、財産状況等を総合的に勘案し、ご加入いただく皆様の意向と実情に沿った自動車共済・自賠責共済の説明に努めます。

4．　当組合は、ご加入いただく皆様のご迷惑となる時間帯、場所、方法での販売･勧誘（普及･推進）はいたしません。

5．　当組合は、契約内容等あらゆるお問い合わせに迅速かつ丁寧な対応に努めてまいります。

6．　当組合は、共済事故が発生した場合、迅速･適切･丁寧な対応と共済金の適正な支払に努めます。

7．　当組合は、ご加入いただく皆様のご意見･ご要望を商品開発や販売活動に活かしてまいります。

8．　当組合は、ご加入いただく皆様に関する情報を適正に管理し、ご加入いただく皆様のプライバシーを守ります。

9．　当組合は、上記の「勧誘方針」を遵守するため、健全な組合運営に取り組むとともに組合事務局の体制整備や職員研修、代理所研修などにより、販売･勧誘（普及･推進）にあたる職員等の教育･指導に努めます。

えがお・つなで
TAM 東北自動車共済
TOHOKU AUTOMOBILE MUTUAL AID ASSOCIATION

連 絡 先：「お客様相談コーナー」
0120-78-3261
受付期間：月～金　９：００～１７：００（祝日を除きます）
https://www.tohokujikyo.jp/